



5 調監発第 910001 号

令和 5 年 6 月 3 0 日

調布市長 長 友 貴 樹 様

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

(公印省略)

令和 5 年度第 1 回定期監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について，同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

監査の結果に基づき，又は監査の結果を参考として措置を講じたときは，その旨を監査委員に通知願います。

令和5年度第1回定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

行政経営部(企画経営課, 財政課, 秘書課, 広報課及びデジタル行政推進課)

第3 監査の実施期間

令和5年4月18日(火)から同年6月16日(金)まで

第4 監査の範囲

所管に係る令和4年度及び令和5年度の一部に執行された財務に関する事務及びその他の事務

第5 監査の着眼点及び実施内容

調布市監査基準に基づき、予算の執行、収入及び支出、財産管理、人事管理、行政手続等に関する事務が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げ、かつ運営の合理化に努めているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、実地調査、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、中でもリスクの重要度が高いものについては、重点的に確認を行った。

第6 監査の結果

対象の事務は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

(1) 収入事務について

ア 収入未済の繰越手続において、令和3年度に調定し収入未済となったものを翌年度に繰り越すために繰越調定額通知書を起票しているが、繰越調定額通知書を6月5日までに会計管理者へ通知しなければならないところ、期限を超えて通知しているものが見受けられた。(財政課)

調布市会計事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

イ 市報ちょうふ広告掲載料において、平成29年度第1回定期監査の際に、覚書に定められた納付期限を過ぎて収納されているとの留意事項に対し再発防止策を徹底する旨措置を講じたにもかかわらず、改善されていない状況が見受けられた。(広報課)

覚書に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(2) 支出事務について

一般財団法人調布市市民サービス公社運営費補助金に係る実績報告において、本来計上すべきでない同公社設立時に市が出捐した出捐金で生じた利息分を計上して収支計算書を作成しているものが見受けられた。(企画経営課)

調布市一般財団法人に対する助成等に関する条例施行規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(3) 契約事務について

ア 予定価格が10万円を超える消耗品等の購入手続において、2者以上からの見積書を徴していないものが見受けられた。(企画経営課)

イ 消耗品の購入手続において、見積書の納入期限が未記入のものが複数見受けられた。(財政課)

ウ 契約課に契約締結依頼した委託契約において、契約締結依頼決定書の明細書(契約締結依頼)に鉛筆書きで新たな内容が追加され契約決定通知書の明細書(契約締結決定)と異なっているもの、見積書の日付が見積期限後であるものが見受けられた。(広報課)

調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(4) 文書事務について

ア 通知を受けた助成金の收受手続において、課收受印の押印及び文書番号の記載がないものが見受けられた。(広報課)

イ 宿泊出張命令書に係る事務処理において、決裁年月日が空欄のものが見受けられた。(デジタル行政推進課)

調布市文書管理規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(5) 人事管理について

ア 時間外勤務等において、1箇月当たり100時間以上かつ年720時間を超える時間外勤務を行っている職員及び日を単位とする年5日以上の年次有給休暇を取得できていない職員が見受けられた。(企画経営課)

調布市職員の意識改革・働き方改革推進に関する方針等に基づき、実効性のある時間外勤務の縮減及び計画的な年次有給休暇の取得に努められるとともに、職員の健康管理にも配慮されたい。

イ 職員及び会計年度任用職員が災害事故休暇等を取得する際に必要な証拠書類において、証拠書類の提出を求めることなく休暇を承認しているものが見受けられた。(広報課)

調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(6) 所管例規について

所管する例規において、規定内容に不備があるもの等が見受けられた。(財政課、広報課)
例規の定期的な見直しを励行し、適正な事務の執行に努められたい。